

陳情第 8 6 号	受理年月日	平成 3 0 年 6 月 4 日
付託委員会	教育文化委員会	
件 名	八幡東こどもと母のとしょかんの存続について	
要 旨	<p>北九州市は、市民一人当たりの公共施設が政令市で最も多いとして打ち出した公共施設の削減方針の一環として、八幡東こどもと母のとしょかんを来年 3 月で廃止予定と発表した。</p> <p>八幡東こどもと母のとしょかんは、昭和 55 年の開設以来、地域に根差した図書館として、ボランティアによる子供への絵本読み聞かせなど、多くの市民の活動によって支えられ、地域住民の教育、文化の活動拠点となってきた。</p> <p>今回の発表に対して利用者からは、子ども図書館が小倉に開設されても遠くて利用できない、多くの子供や親、地域住民が利用している施設を廃止するのは納得いかない、八幡図書館は環境、内容が低下しており、それを補う施設であるとの声が上がっている。説明会の周知も極めて不十分であり、もっと多くの声に耳を傾け、受けとめるべきである。</p> <p>子供時代の読書活動は、子供が充実した人生を送るために必要な考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身につける上で極めて重要である。</p> <p>北九州市でも、子供の読書活動が推進され一定の成果を上げてきたが、子供を取り巻く環境は日々変化しており、多くの課題がある。子供がみずから考え、表現し、行動しながらさまざまな課題に向き合い、解決していく力を身につける環境の整備として、北九州市子ども読書活動推進条例が制定され、その取り組みの拠点施設として子ども図書館が設置される。この趣旨は、市内各地に子供や保護者、地域住民がいつでも利用できる図書館があつてこそ達成されるものである。</p> <p>子供の成長と発達にとっても、地域住民の読書、文化の要求に応える上でも、八幡東こどもと母のとしょかんがこれから果たすべき役割は、一層大きくなると考える。</p>	

(続 く)

については、八幡東こどもと母のとしょかんの廃止方針を撤回し、存続  
させていたいただきたい。